明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令（**財務**一）　一

〔告　示〕
○民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件（**国税庁**一）　一
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二～一二）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　五五
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五六
会社その他
会社決算公告　五九

省令

○財務省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十日

財務大臣　麻生　太郎

民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令

民間給与実態統計調査規則（昭和三十年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「調査票」の前に「国税庁長官は、前項の」を加え、「は、別紙様式第一号及び第二号と」を「を定めたときは、これを告示」に改める。

別紙様式第一号及び第二号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○国税庁告示第一号

民間給与実態統計調査規則（昭和三十年大蔵省令第三号）第六条第二項の規定に基づき、同項に規定する調査票の様式は別紙様式第一号及び第二号とする。

平成二十五年一月十日

国税庁長官　古谷　一之